

## 審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第2回松阪市子ども発達総合支援センター経営評価委員会
2. 開 催 日 時	平成29年8月1日（火） 午後2時～午後4時10分
3. 開 催 場 所	松阪市子ども発達総合支援センター 多目的室2
4. 出席者氏名	（委 員）◎ 佐藤委員、○八田委員、福田委員、横井委員、 前川委員、澄野委員、深田委員、沼田委員 （◎委員長 ○副委員長） （事務局）菌部理事兼こども局長、南野所長、甚野副所長、下倉 療育支援係長、大西係員
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	なし
7. 担 当	松阪市健康福祉部こども局子ども発達総合支援センター TFL 0598-30-4411 FAX 0598-30-4433 e-mail kod.dev.c@city.matsusaka.mie.jp

### 事項

#### 1. 議事

- （1）経営計画書の項目 [変更案] について
- （2）経営計画書 [第1章～第4章]（案）について

### 議事録

別紙

**【事務局】**

皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから第2回松阪市子ども発達総合支援センター経営評価委員会を開催させていただくところですが、その前に資料の修正をお願いいたします。

(配布された資料に基づき修正の説明)

**【事務局】**

それでは、定刻を過ぎてしまいましたが、ただいまから第2回松阪市子ども発達総合支援センター経営評価委員会を開催させていただきます。

委員の皆様には、ご多忙のところ当委員会にご出席いただき誠にありがとうございます。現在、ご出席いただいております委員は8名でございます。松阪市子ども発達総合支援センター経営評価委員会規則第6条第2項の規定を充足していますので、本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。

なお、南林委員、萬濃委員様につきましては、都合が悪く欠席する旨の連絡を受けておりますので、合わせてご報告いたします。

**【事務局】**

それでは、開会にあたりまして、委員長からひと言ご挨拶をお願いしたいと思います。

**【委員長】**

皆さん改めましてこんにちは。本日は大変暑い中、ご多用のところご参集いただきましてありがとうございます。

この会議は、この支援センターの経営というものを評価する委員会なんですけども、評価というものは非常に難しいものだと思います。今、市のほうでも市長さん変わられて、新しい総合計画ができて、それに基づいた新しい行政活動を評価しようという新しい枠組み作りが進んでいるようなんですけども、やはり、評価する内容が数値で表現できて定量的に評価できるものもあれば、そうではない、定性的な評価にとどまざるを得ないようなものもある。それをどういうふうに総合的に判断して、PDSとかPDCAサイクルにといわれますけども、計画して実行してチェックして次の計画に繋げるというふうに反映させていくかというのが、非常に難しいことだと思います。

この評価委員会も全く同様で、施設の運営に係る様々な経費の面に関しては数字でハッキリ出てきますし、それに基づいて評価していけばいいんですけど、一方でサービスを提供する施設でもあるということで、その辺りも当然加味しないといけない、これまあ難しい話で、コストとサービスはシーソーのような関係にありますから、それをどういうふうなところでバランスをとっていけばいいのか、難しくなってくると思います。

そのなかで、本日はお手元の事項書にもありますように、経営計画書の第一章から第四章について説明をしていただくということで、我々としてはですね、どういう枠組みの中でこの評価をしていけばいいのかという、そのあたりを明確にするというのが本日の主たる目的になるかと思えます。事務局のほうから説明していただく部分が多くなる本日の委員会だと思えますけど、協議でのご協力をよろしくお願いいたします。

**【事務局】**

ありがとうございました。続きまして、議事に入ります前に皆様にご了解いただきたいことがございます。本日の委員会ですが、松阪市が開催する各種委員会・審議会は、松阪市情報公開条例及び松阪市の行政情報提供に関する要領及び運用方針に基づきまして、原則公開となっております。

従いまして、本委員会につきましても、公開ということになりますので、よろしくご了承のほどお願いいたします。

**【事務局】**

それでは、松阪市子ども発達総合支援センター経営評価委員会規則第6条の規定により、委員長が議長となりますので、以後、議事進行について、委員長よろしくお願いいたします。

**【議長】**

それでは、お手許の事項書に従いまして進めてまいりたいと思います。

先ず、事項書の2「議事」の(1)「経営計画書の項目[変更案]」につきまして、別紙1をご覧なりながら事務局の説明を聞いていただきたいと思います。

では、事務局、説明をお願いします。

**【事務局】**

(「議事」の(1)「経営計画書の項目[変更案]」について説明)

**【議長】**

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局のほうから別紙1に基づきまして、経営計画書の項目[変更案]に関する説明がございました。細かな変更もありますけども、大きくは新しく第一章を加えて、施設の経過と経営計画の策定という章を設けたということが大きな変更ということになります。

この変更案につきまして、ご質問ご意見ございませんでしょうか。

**【議長】**

よろしいですか。それでは、私のほうから一つ確認も含めてお尋ねしたいんですけど、先ほど冒頭、本日の資料に関する修正がいくつかございまして、2ページの本施設の経営理念を次のとおりとするところを本センターというふうに修正されたわけですが、経営評価におけるセンターと施設の言葉の使い分けについて、教えていただけますでしょうか。

つまり、先ほどの修正があったところは、みだしの一番、経営理念(施設の経営理念)とあって、本施設の経営理念は本センターとされたわけですね、そういった2種類の、ここを指す用語があるんですけども、この使い分けについて教えていただけませんか。

#### 【事務局】

2ページ目の本施設の経営理念を本センターの経営理念に修正させていただいた、その理由がということだと思うのですが、一つには、本施設という言い方は、かつて、前回の委員会でお配りさせていただきました基本計画書をご覧になったかと思います。子ども発達総合支援施設の基本計画という形で示されていた、この施設という言葉を実はこのまま使っては、こういうふうに考えておったわけですが、今や開設して「子ども発達総合支援センター」という名称をもって、条例化させていただいて、確定させているところでございますので、特定するという意味で本センターというように修正させていただいたところでございます。以後、子ども発達総合支援センターが本センターというような表記の仕方で統一していただきたいと考えて提案させていただいたところでございます。以上でございます。

#### 【議長】

はい、ありがとうございます。ほか、委員の皆様からご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。では、議事の(1)「経営計画書の項目[変更案]」につきましては、ご了承いただいたものとさせていただきます。

続きまして、議事の(2)経営計画書[第1章～第4章]の(案)につきまして、別紙の2をご覧いただきながら聞いていただきたいと思いますけれども、これは章毎に伺いましょうか。

#### 【事務局】

そのほうがよろしいですね。

#### 【議長】

はい、では一章ずつ事務局のほうから説明をしていただき、その後、協議に入りたいと思います。では、先ず一章について説明をお願いします。

**【事務局】**

(議事(2)経営計画書[第1章]の(案)について説明)

**【議長】**

はい、ありがとうございました。ただいま事務局から別紙の2をもとに、第1章について説明をしていただきました。こちら先ほどの議事の1番、計画書の項目変更の際に新しく付け加えられた章ということになりますけども、この第1章につきまして、委員の皆さんから何かご意見ご質問あればいただきたいと思っておりますけどもいかがでしょうか。

**【委員】**

2ページが一番上、「さらに」のところですが、災害発生時には第二次と書いてありますけども、第二次があったら第一次があるように思うのですが、第一次というのは当むかいの施設というか、ここへ逃げてくるもとの施設を指すのでしょうか。第一次の意味を教えてください。

もう一つは、児童の、子ども発達支援センターの子どもの概念と、児童という言葉が何回か出てきますが、例えば3のところ、心身の発達に心配がある、または障がいのある児童及びその家族がという文章があるんですけども、保育園とか幼稚園の場合は園児というか使い分けあったんですが、園児というのと児童との使い分け、それは意図して考えていらっしゃるのかどうか、文書上の表現の仕方で教えてください。

**【議長】**

はい、ありがとうございました。2点質問ございましたが、これについて事務局いかがでしょうか。

**【事務局】**

先ず第一点の2ページが一番上の第一行、さらに災害発生時には第二次福祉避難施設として位置づけていくことになっていきますという第二次の部分ですけども、じゃあ第一次はということになるのは当然のことです。

これにつきましては、災害発生するときには、どこでも避難所というのがあるかと思いません。地域の避難所があります。さらに福祉施設の場合も、避難所というかたちで捉えて、市に登録をされているかと思えます。いうなれば、それが第一次になるのかなと考えています。第二次というのは、より専門的な環境にいないと生命に危機を来すというような場合、あるいは専門の職員がいないと安心できないとか、生活ができないという場合に限り第二次という表現という形で考えているということです。ですので、ここであれば専門職は居るのか、というと居るのは居るのですが、特に呼吸機能障害とか、重症の

子どもたちを受け入れるにこの近くでは病院しかないのです。病院の場合は子どもだけでなく、大人も皆来るわけです。ということから、できるだけ子どもの診れる場所を確保していかなければならないという考えで、第二次避難所として、特に発達障害のある子、あるいは重症の子どもたちとか、肢体不自由の子どもたちとか、いろんな形で受け入れていこうという考えをもっているところです。特に発達に障がいのある子どもたちは、まわりがパニック状態になりますと、子どももパニックになってしまいます。親御さんも大変だということから、そういうところの捉え方をキチンと受け止められるという部分を考えていきたいというの上での第二次という意味を持っています。

それから、二番目の本施設の児童と子どもの観点ですけど、実はこの子ども発達総合支援センターは、児童福祉法の施設という形で指定を受けております。ということは、児童福祉法は18歳までの子どもたちを対象に法が施行されているところから、私ども現場での解釈としては高等学校の3年生在籍という形を考えているというに捉えています。18歳くらいまでを児童と法律ではいってしますので、その児童を使わせていただいているところです。保育園とは、また違っておまして、就学前の場合の子どもたちは、幼稚園、保育園という形で園児という言葉を使わせていただいておりますが、就学時、ようするに小学校、中学校にいている子どもも対象になり、あるいは高等学校にいている子どもたちも対象になりうる施設になりますので、児童という言葉のほうが幅広いのではないかとということで示させていただいております。

**【委員】**

全部ひっくるめて児童ということですか。園児も含めてということで、はい、わかりました。

**【議長】**

はい、ありがとうございます。他にご意見ご質問いかがでしょうか。

**【委員】**

この災害のですね、避難場所、これいわゆる福祉避難場所とありますけど、一般の人は受け入れないということですか。

**【議長】**

事務局いかがでしょうか。

**【委員】**

この地域は大変高台ですので、この地域のかたがここに逃げ込むということは出来ないのですか。

**【事務局】**

この点につきましては、防災の担当課、所管のほうへいろいろと話を聞かせていただくなかでしているのですが、一つにはここは福祉施設であるということで、たまたまこの隣の老人福祉センターが確か避難所になっているかと思えます。ですので、この地域の避難所はそこになっています。

ここはどちらかというと、子供向けで、受けますと考えて整理されているという捉え方です。もし、来られても「隣の老人福祉センターのほうへお逃げください」という言い方しかないのではないのかと、実際に熊本の災害のときに、きちんと線引きをされて対応されたと同っております。もし、一人でも受け入れますと、子どもたちの逃げる場所が無くなるということになりますので、必ず確保するという意味で、ここは、現に隣が避難所ということになりますので、そちらのほうへと言えるかと思えますが、そういうふうに整理させていただいております。

**【委員】**

重ねて聞きますけども、避難所に対するマニュアルというものはあるんですか。

**【事務局】**

避難所のマニュアルにつきましては、市の防災会議におきまして、二次避難所として位置づけていこうということに予定としてなっております。ですので、位置づけられたら、マニュアルをきちんと整備して、市からの指導、いわゆる防災関係部署からの指導がありますので、それに従って整備させていただきたいと思っております。

**【委員】**

わかりました。

**【議長】**

はい、ありがとうございました。他にご質問等ございませんでしょうか。

**【委員】**

私も福祉避難所については、この近辺に住む障がい者という人たちがここへ逃げてきたときは、やっぱり、他のところへ行ってくださいと言われるのですかね。障がい者に限ってどうなんですかね、ここへ逃げてきたというときに、やっぱり児じゃなくて、障がい者やからご家族も行ってくださいと言われるのですかね。

**【議長】**

はい、ありがとうございました。事務局いかがでしょうか。

**【事務局】**

その点につきましては、実は悩ましい問題です。はっきり言って。一般の方とはまた違って、生活をしていくためのリスクを抱えているかたです。特に医療とかそういう関係で。そうしますと、まずは優先的には児童であるという考え方は持っているかと思いますが、はたしてそれで者のかた、成人の方を障がいのある方を受け入れるということが、正解かということについては、今後、防災担当部局と相談になるかと思っています。

特にここにつきましては、完全に成人の方がきますと、おそらく子どもたちもなかなか入れないのではないかという心配をしております。一般の方は向こうに行くにしても、障害のある方、車椅子の方が入ってきて、個室でないとききませんかと言われるともうそんなにはないわけですから、いかにどう対応するかは今後の協議の仕方がなと思っています。ただ、こちらの考え方としては、あくまでも子どもの施設であるということを重点的に考えざるを得ない。その中で成人の方の受け入れがどこまで許されるのか、特に、こんなことを言っでは申し訳ないのですが、重症心身の子どもなり、成人の方についてはどう扱うかという、ようするに一つは繋ぎのためにここにいったん入っていただいて、次に重症心身を受け入れる施設、病院へ行くための繋ぎという考え方もできる部分もありますので、その点も含めてちょっとお時間をいただきたいと考えております。

この近くですと、明和町にあります済生会明和病院、あそこには重症心身の子どもたち大人の方も入所・入院し、治療を受けながら生活をしていることが実態としてはあるわけですが、そことの連携を今のところ少しずつ取り組みをしているところですので、どの程度までできるかは今後の研究課題かなと思っています。

**【議長】**

はい、ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

**【委員】**

その場合に、やはり数字的などころを抑えていけないといけない可能性もあると思うので、この施設、どの程度の収容能力があるのか、それから周辺の対象となる人たちがどのくらいいるかで、どういうふうレベル上げするのかで、そういう事務的などうか、あるいは具体的な検討をされるとは思うのですが、あえて申し上げました。

**【議長】**

はい、ありがとうございました。今、おっしゃられたことは、先ほどのマニュアルとも関連するとは思うのですが、検討される際には是非、今、委員の言われたことは念頭に

おいてご検討いただきたいと思います。

関連した質問を私からさせていただきたいのですが、隣は特別支援学校で県の施設ですけど、そちらとの連携というか、役割分担というのはなされているのですか。

#### 【事務局】

今度、来年の4月に開校いたしますあゆみ特別支援学校ですけども、役割分担としては特別支援教育という分野においては、センター的役割という形で学校のほうが担う、それに対して私どものほうは、あくまでも福祉の分野からみた役割分担という捉え方をしていくところです。ですが、重なるところは確かにあります。そういう意味では、協働連携という形は可能になりますのでします。ただ、私ども特別支援学級、ようするに市内の小中学校に設置している特別支援学級との取り組みがありますので、もちろんそれと関連して特別支援学校がセンター的役割を踏まえますと、重なることは必ずありません。その点については整理できるかなと思っています。

#### 【議長】

はい、ありがとうございました。ごめんなさい、私の質問の趣旨は、先ほどの避難施設のつもりだったんですけど、申し訳ありません。

#### 【事務局】

はい、すみません、解釈が間違っていたような感じで。申し訳ありません。

あの災害避難に関しましては、やはり学校のそのへんの取り組みは、確かあったかなと思っております。開設してから、こちらの特別支援学校とのやりとりは今後も増えてくると思いますので、その点も確認をさせていただきたいとは思っております。

合わせて三重高等学校が、それにどこまで協力していただけるかもやっぱり含まれるのかと思いますが、ただ、わざわざ老人福祉センターが避難所になっているという点を踏まえると、三重高校の校舎を使つてというのがあるのかどうかを再確認が必要かなと思っております。

#### 【委員】

いや、三重高は受けますよ。地域の皆さんと契約というか、詳細については詰めている最中ですけど、ただ、体育館という話ではございますので。

ただ、ここは子どもさんだけで、じゃあ保護者はどうするかという問題が。やはり、その児童に対する保護者が一緒に避難できるかどうかも含めて聞きたいのですけど。

#### 【議長】

いかがでしょうか。

**【事務局】**

言葉が不足してたかなと感じておりますが、私どものほうは、特に就学前の子どもたちを抱えているなかで、子どもは預かりますよ、親は帰ってくださいねというような話は絶対あり得ない、と考えています。親子通園という形でとっている施設ですので、保護者の方は受け入れるだろうと思いますが、ただ、子どもさん一人に対して家族が大人が5人も6人もといわれると、ちょっとこれは考えなければならないという心配はあります。これからの課題ではあります。

**【議長】**

はい、ありがとうございます。冒頭、私が申し上げるべきだったんですけど、今回はご覧のとおり手話通訳の方が入っておられますので、発言される場合には挙手をされてからお願いいたします。

他に第1章につきまして、ございませんでしょうか。

**【議長】**

はい、ありがとうございます。

では、引き続き第2章の説明をお願いいたします。

**【事務局】**

(議事(2)経営計画書[第2章]の(案)について説明)

**【議長】**

はい、ありがとうございます。ただいま、第2章に関する説明をしていただいたわけですが、少し内容が多岐にわたります。1番の経営理念から6番の経営推進までございますけれども、こちらに関してご質問ご意見ございませんでしょうか。

**【委員】**

3番の経営方針のなかの、項目を増やしていただいた中の、就学後の卒業してからの支援ということで、事業所という言葉が出てきますけども、これ例えば向野園みたいな作業所といいますか福祉作業所というのか、ああいうところを指していらっしゃるのか、それ以外のところも含めてどういうところが事業所になるのか、中身をですね、それを教えていただきたいのが一つです。

それから、6ページで経営内容の④です。特別支援教育体制支援事業というところで、具体的な現物があつたらよくわかるんですけど、パーソナルカルテやサポートブック、ここらへんの違いといいますか、どういう違いがあるのかということと、その横に書い

てあります松阪市教育支援委員会というのはどういう方が構成メンバーで入っていらっしゃるのか、中身ですね、そういう内容のところを教えてください。それからもう一つは、どこかに巡回相談員という言葉がどこかに載っていたと思います。5ページの松阪市自主事業の①ですね、その相談事業のなかで、当施設職員と巡回相談員を並列して書かれてあるので、巡回相談員の方は施設の職員の方じゃなくて、外部から来られる相談員を指していらっしゃるのか、どういう方が相談員になってみえるのか、現在なってみえるのかな、そういう相談員の位置付けといいますか、そこを教えてください。

#### 【議長】

はい、ありがとうございました。今、4点質問がございましたけども、これらにつきまして事務局いかがでしょうか。

#### 【事務局】

先ず、一つ目の4ページ経営方針の中の4番目としての地域で生活するための支援を行う事業所とは何ぞやという形になるかとは思いますが、これは障がいがある方を中心に支援していく事業所という捉え方をしておりますので、障害者総合支援法に基づいて指定された事業所、言うなれば昔でいう作業所、施設、施設というのは入所施設、それから就労訓練のための施設、事業所もあろうかと思えます。さらに事業所の中には、地域で訪問支援をしている事業所があるかと思えます。ようするにホームヘルパーさんというような形、それから本当に多岐にわたっての指定があるわけですけども、そういう事業所さんが卒業後の子どもたちの生活支援をするためには、いろんな情報を頂かないと支援が十分出来ないという方があるようです。言うなれば、幼少期から訓練を進めていくなかでの情報というものは、多岐にわたって持っております。ですので、蓄積されたその情報を、もちろん、保護者と本人の了解を得て、事業所さんに対して、その支援の糧となるような情報提供していこうという考えを持っているのがそう、そういう流れの中の事業所ということになります。

それから二つ目ですが、5ページの保育園・幼稚園・小中学校等訪問支援巡回相談事業の中の巡回相談員とはどんなのやと。これは、私ども正規職員ではございません。かつて、特別支援教育を担当しておりました教員の方々、あるいは、それ以外の判定員、心理判定員とか、そういう方々がチームを組んで、訪問を各学校のほうへ行っていただいているということが実態でございますので、このように書かせていただいております。

#### 【委員】

現在もですか。

## 【事務局】

現在も進めておるようです。この方々がいないと中々まわれないというのも事実ということでございます。

それから6ページの④の特別支援教育体制支援事業の中の下から2行目のパーソナルカルテとサポートブックについてこれは何かということですが、パーソナルカルテというのは文科省側のほうの言い方であります。さらにサポートブックというのは、社会福祉協議会が中心となって、支援する人たちが保護者も交えて作りあげてきた、松阪市のなかでも作られたきたブックという形です。これはどういう内容なのかと言いますと、パーソナルカルテにつきましては、子どもの生まれたときの様子から成長過程の中身で主治医がどなたで、どういう治療を受けて服薬があるかという内容とこれまでの経過というのがあるんですね、こういう症状がでたときはこうしてくださいと、非常に細かく記載されております。

実はどうしてこんなことが出てきたかと言いますと、一つには親御さんたち大変苦労しているんですけど、事あるごとに一から全部説明をしているんです。例えば、Aという場所で、例えば幼稚園で入園するとき、この子どもはという形で説明するわけですね。福祉の制度で、療育手帳なり身体障害者手帳なりを持って説明をするにしても、多くは状態を示すだけであって、生活のことは何も書いていない。ということはいちいち説明しなくてはならない。今度小学校に行くと、もう一度同じことを言うのです。さらに何かことあると、もう一度同じことを言うのです。つまり、同じことの繰り返しをするということで親御さんが非常に負担に感じられるということから、これを示したらもういい、というのを作ろうというのがそもそものきっかけです。

文科省から示されているパーソナルカルテにつきましては、特別支援教育の観点から考えられた制度です。これをもって、特別支援教育の学校なりの問題があったときはそれを見るという形で、サポートブックにつきましてはそれ以外の生活の場面で示すときに、それを使えるときに親御さんが説明する代わりにこれを見てください、というような役割、併用もあります。

それから、最後の松阪市教育支援委員会、どんなところ、どんなメンバーという話ですが、教育支援委員会につきましては、私ども職員も事務局となって入っております。メンバーとしては、小児科医を始め学校の関係者、ようするに教頭会から出ている方とか、小中学校から来ていただいている方、それから特別支援教育振興会というものがあるのですが、特別支援学級を担当している先生方が構成して会なんですけども、そこから代表の方が来てもらっていて、後は幼稚園側とかで構成して、そういうメンバーたちが何を決めるかと言いますと、就学のときのいいか、悪いかは別としても、特別支援学級へ入級したほうがいいのか、普通学級に行つて、ある特定の学科、科目のときは特別支援学級と一緒にするのか、いやいや普通学級にず〜と通学するのか、ということを決めて、さらにそれに対して補助員を何人、どうなんかという、サブ的には決め方

があるというふうに聞いております。特別支援教育委員会の役割は、あくまでもその子どもが特別支援教育が必要であるかどうか、というのが最も基本的な業務であるというふうに考えていただければ間違いないと思います。以上、説明とさせていただきます。

**【委員】**

そういう委員会もこの建物のなかで行われる。

**【事務局】**

委員長、いいですか。

**【議長】**

はい。

**【事務局】**

教育支援委員会というのは、あくまでも教育委員会による機関なんです。私どもここは健康福祉部の施設ですので、職員がたまたま兼ねておるわけです。兼務で、教育委員会の職員として兼ねておりますのでその業務にあたっているというところです。

**【議長】**

はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。

**【委員】**

3ページの下の方なんですけど、居住地域から子ども発達総合支援センターとか障害福祉サービス提供事業所等への矢印が全然ないんですけど、これは通所利用とか、そういうことでいいんですかね。居住地域からの矢印が全然ないんですけど。

それからもう一点、4ページのこれもそうなんですけど、就学前、就学期、就学後、就学期のところに支援として、生活能力や社会適応の向上のための訓練と書いてもらってあるんですけど、これは放課後等デイサービスのことでよろしいんですかね。具体的に。

それと、放課後等デイサービスについてなんですけど、就学前はここへ通所なさる児童は、親御さんが必要ということなんですけど、放課後等デイサービスの親御さんが必要なんですか。

それと、もう一点、5ページの(1)の①児童発達支援事業のなかで、主な内容として、基本的日常生活動作訓練とか、集団生活適応訓練とかいろいろ挙げてもらってあるんですけど、肢体不自由の人は機能回復訓練が必要なんです。それで、これは基本的に日常生活動作訓練の中に入っているのかどうか。それだけです。

**【議長】**

はい、ありがとうございました。今4点質問がございましたけども、これらについて事務局いかがでしょうか。

**【事務局】**

はい、先ず一点目の3ページのところですが、居住地域のところから子ども発達総合支援センター側への矢印がないというところですね。三角が抜けていました。双方、矢印という形になりますので、三角を入れていただければ。抜けていました、申し訳ありません。

それから4ページのところの就学期については、放課後等デイサービス事業を代替案に示しているというところを理解していただければありがたいのですが、実はその実態的には、就学期のときの学校生活というのを相談支援という部分を多少なりともあります。特に小学校から中学校へ進学していくときの支援、ようするに就学支援ということも考えられるということです。ですので、あえてここへ入れるかどうかはちょっと迷って、あえては入れていないのです。委員会のご判断にお任せいたします。

それから、5ページ目なんですけど、(1)①のイ、主な内容のところ、肢体不自由児の子どもたちの機能訓練はどこに書いてあるのという話なんですけど、私ども一応基本的に日常生活動作の中で組み入れて考えているというのが、まあ何ですが、そのほか必要とする訓練の機会や情報の提供ということにもかかってくるよね、というような捉え方をしております。以上です。

**【議長】**

②、放課後デイ、4の経営内容の(1)の②です。

**【委員】**

あの、放課後等デイサービスは親御さんも必要なんですか。

**【事務局】**

すいません。抜けておりました。

放課後等デイサービス事業につきましては、基本的には学校からここへ来ていただくという形になります。ですので、親御さんがついてくるというのは構わない話だとは思いますが、就学前のように親子通園ということは難しいというふうに捉えていますので、一緒にというのは考えておりません。

**【委員】**

そうしますと、その子がここへ来るのにバス、スクールバスとかいろんな方法があると思うのですが、どういう方法でここへくるのですか。

#### 【事務局】

先ず、社会性のあるというか、ある程度交通機関を使い慣れている子どもたちであれば、自主通園という形をとられますけど、多くはちょっと難しいということであれば、こちらから送迎車両を出しております。ただし、迎えに行くだけです。ここの訓練が終わった後は、親御さんらに迎えにきていただくこととなります。その狙いの一つには、今日ここで訓練を受けた内容を伝えていく、これ重要なことなので、家庭でもやっていただく必要のある内容も併せてお伝えしていくということを狙いとしております。

ですので、通園に関しては、こちらへ来るということについては、迎えはあるんですけど、帰宅する方法は親御さんの責任でという形になります。ただし、これも実は国の制度、児童福祉法の事業ということで行いますので、ここの分野は。当然受給者証というものがあれば、通所は可能な形になります。そうすると、市外の方もそうするのかということになりますが、体制上、それは難しいということになります。ですので、市内に限っては措置はできますが、市外については親御さんの責任でここへ通所させていただきたいとお願いしているところです。

#### 【議長】

はい、ありがとうございます。

#### 【委員】

そうしますと、身辺自立の大変難しい子どもたちは、なかなかバスとかいろんな方法で来るというのが大変難しいんですね。そういうことになると、なかなか親御さんがついてこないとかいろいろな問題がでてくると思うのですが、なぜかといいますと、今、身辺自立の出来ていない子は、普通の幼稚園にも行けないという状態になっておりますので、ここへポツとおかれて、ここが責任を持ってその人の生活訓練をちゃんとしてもらえるのかどうか、そこら辺が気になる場所なんです。

それから、5ページの機能回復訓練は大変必要なんですけど、ここには書いてないじゃないですかと言わせていただいたのですが、なぜかと言いますと、主な内容につきまして、ここには入っているんですよと言われましても、ちゃんと明記していただくと、機能訓練が必要な身体の高機能な人たちが、この内容を見たらここを利用するにあたって、利用させていただきやすいのかなと思って言わせてもらったのです。だんだん人数も少ないんですけど、高機能な人たちが通所するのに大変難しくなっている思いがしますので、取り組みとしてお聞きしたいです。

**【議長】**

はい、ありがとうございました。今、改めて5ページの(1)②について、ご意見がくだされたわけですが、事務局、いかがでしょうか。

**【事務局】**

まず、通園のことについては、必ずしもというところがあるんです。基本的には親が送ってください、じゃなくて、迎えに来てくださいだけで、こちらからは時間になったら迎えに行きますよ、という基本姿勢はルールとしてあります。そういうふうにしてあります。

ただ、お迎えに行くことは出来ませんよということについては、こちらから届けるということは難しい状態になってますので、それについては親御さんと相談しながら、他の事業所さんと相談していくことができますよという形です。それが一つです。

それから、機能訓練に関しましては、追加資料の中の、6ページの①、児童福祉法に定める事業、基本計画の6ページの①児童福祉法に定める事業という項の1のアのところに、基本的な日常生活動作の体得するための訓練(例)と書いてあります。ですから、これを使って、ここへかなり凝縮して書き方をしていますが、ここへ同じように突っ込んでいきたいとは考えます。

**【議長】**

はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。

**【委員】**

はい、ところどころ身体訓練とかいろんな形で書いてはもらっているんですけど、経営内容の大切なところへ内容に入っていないので、ちょっと申し上げました。

放課後デイの送迎についても、お迎えは当たり前ということですけど、来ることが、本人だけで来ることが難しい状態の人の、それをお聞きしたかったのです。

**【議長】**

はい、他に第2章につきまして、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

**【委員】**

経営ビジョンの冒頭にですね、発達に心配がある児童数は増えていますよ、右肩上がりになってますけど、具体的に数字がもしあったら聞きたいのですが。

**【議長】**

はい、ありがとうございました。ご質問の心身の発達の児童数の実態について、手持ちの資料ございますか。

今、資料をとってきていただくということですので、その間に他にご意見ご質問ございませんでしょうか。

では、私のほうから1点質問なんですが、3ページの図のなかに医療機関に関する記載がありませんですけども、これはどうお考えなのか、教えていただけますでしょうか。

#### 【事務局】

医療機関に関しては、ここのセンターに関しましては、医療機関との連携というのはどちらかというと少ない。法的に示されてここの指定条件としての条項の一つに協力医療機関というのがあります。その関係と比較していきますと、むしろそちらの協力医療機関も大事なんですけど、個々にそれぞれが主治医を持ってみえるということから考えていくと、どうかなのところですが、ここは。あえて載せなかったと。載せたほうがわかりやすいよ、ということであれば従いますけども、どうでしょうかと逆にお伺いしたいところです。

#### 【議長】

はい、ありがとうございます。それでは先ほどの委員のご質問についてはいかがでしょうか。

#### 【事務局】

はい、心身の発達に心配がある児童数といいますけども、発達障害と診断されている子どもたち、あるいは疑わしきものという形になりますと、全くデータがないんです。これは、医師会に聞いてもわからないという状態です。

ただ、あえて委員の質問も当然のことかと思いますが、今、手元に相談件数という形で集計したものがありますので、ご紹介させていただきます。先ず集計で、一番古いので平成24年の時点で、相談件数としては1,822件あったんです。それが昨年度の平成28年には2,557件という形で増えております。

で、子どもたちのさらに観察が必要だという実態的な数字を眺めますと、平成24年のときには1,180人でした。それが、現在28年度末で2,065人なんです。約2倍くらい増えています。ということで、増加していることがわかります。

僅かなところの視点ですけど、僅かといえどもこれだけ増えているんです。ちなみに平成29年度4, 5, 6の3か月間の間なんですけども、相談件数が約1,280件あるんです、3か月で。さらに発達検査を求められているのが125件あります。3か月で。さらに先ほど言いました観察が必要な子どもたちが323件あります。たった3か月ですけども、年間に直しますと323件を年間に、平均的に考えていくと、そのような数値になってくるのかなと思います。参考のための資料です。

**【委員】**

そうしますと、全体の総数というのがあると思うんですよ、それに対して割合はどんなものですか。パーセントとしましては。

**【議長】**

事務局、いかがでしょうか。

**【事務局】**

人口ととらえてよろしいでしょうか。18歳までの人口数。どうなんでしょうか。

**【議長】**

ただ、件数にしろ、観察数にしろ、恐らく延べ数でしょうから、単純に人口比というわけにはいかないんじゃないでしょうかね。

ようするに、単純にその数(かず)、相談件数とか要観察件数ではなく、その全体に対する比率という意味でのご質問だと思われまますので、次回、委員会の際にでも何らかの対応をとっていただいて、対応関係を見ていただいて、もしお答えいただけるようであればお答えをお願いしたいと思います。

他に、この第2章につきまして、ございませんでしょうか。

はい、では第2章につきましては、3ページの図の中に医療機関を入れるかどうかと、もう一つ4ページ、これも図ですけども、就学期の支援内容に相談支援を加えるか否かということが、先ほど事務局からこの委員会に投げかけられたわけですけども、1点目の3ページの図の医療機関については、委員の皆さんいかがお考えでしょうか。基本的には一人ひとり主治医がいるので、特に加えなかったという説明だったんですけど、いかがでしょうか。

実態として、そこまで日常的というか、連携というものが不要ないという大変ですけど、そこまで及ばないというのであれば現状のままでいきたいと思えますけれども、それでよろしいでしょうか。

**【委員】**

今までにですね、歯医者さんのほうへとか、いろんな意見が、ここができる前にあったと思うのです。医療機関をやつぱり、私は入れておいたほうがいいかなと思います。歯の健診とか、いろいろこれから入れていただくという思いはないのですかね。

**【議長】**

はい、事務局いかがでしょうか。

**【事務局】**

歯の健診につきましては、既に来ていただいております。歯科医師会に協力をお願いして、歯科衛生士の方に来ていただいて指導していただいているというのが現実です。ですので、医療機関とはまだどうかちょっとわからないんですけども、そのへんの判断をどうするかというところですよ。

**【議長】**

今度の計画については。

**【事務局】**

歯科健診については、今後ず〜と続けていくつもりではあります。歯科医師会の協力をいただいているということになります。特定の医療機関ではないということです。

それから、あと、考えられるのは、協力医療機関の協力を得て医療的に対応しなければならぬときには、情報提供いただくという医療情報という形になるんですが、実際に今のところ特段に必要なという話は無いんです。むしろ主治医さんのほうへ、「こういう形でどうですか」というご相談を親御さんを通じてというのと、親御さんからもらう情報をもとにご了解いただき、同意いただいて、主治医さんにお伺いするということはあります。特段、違うかなというのは先ずないんです。ちょっとその辺が不安定な感じなどありますが、ただ、医療機関と全く切れているというわけでもない、むしろ主治医を持っているというのが大きな強みというか、それぞれが持ってみえることだと思います。

**【議長】**

はい、ありがとうございます。では、委員からのご意見もございましたけども、経営ビジョンの概略図につきましては、現状のとおりということにしたいと思います。

続いて4ページの経営方針の中の図なんですけども、就学期におけるその後の就業であるとか、そういったもろもろの相談支援も実際には想定されるわけですが、特にここにはわざわざ書くことはしなかったという説明だったんですけども、この件についてはいかがでしょうか。

**【委員】**

支援で、就学前のところでも、上の括弧の囲みの中に就園就学ができるように支援という文言が入っていますから、この就学期の中でも、進学するとき、中高とね、支援をしていただくのが筋かなと思いますので入れたほうが私はいいと思ってます。

**【議長】**

はい、ありがとうございます。他にご意見ございませんでしょうか。

特にございませんようでしたら、この就学期の中に先を睨んだ相談支援も加えていただくということでお願いいたします。

では、以上を持ちまして第2章についても、修正を含めてご了解いただいたものとさせていただきます。

では、続きまして第3章経営計画について事務局説明を願います。

**【事務局】**

(第3章 経営計画について説明)

**【議長】**

はい、ありがとうございます。ただいま、第三章経営計画に関する説明が事務局からありましたけども、こちらに関しましてご意見ご質問ございませんでしょうか。

**【委員】**

4番目なのですが、専門職員のスキルアップが書いてあるんですけど、この施設で特別にこんなことでスキルアップしているということがありましたら聞きたいと思います。

**【議長】**

はい、ありがとうございます。ただいまの件につきまして、10ページ④ですけども、事務局いかがでしょうか。

**【事務局】**

専門職というのは、理学療法士を始め、作業療法士、臨床心理士、言語聴覚士、あるいは看護師もいます。そういうことから、それぞれ各職のスキルは、何もしていないと低下していきますので、常に新しい最新の情報を習得して技術も勉強していただく必要があります。

現実的に今、看護師が大阪の商工会議所で開催しております「てんかんに関する研修会」がありますので、そちらへ参加して医療面での情報収集をしております。それ以外に保育士も専門職でありますので、保育士につきましては、県内でしっかり療育していただいている事業所さんへ何班かに分けて参加して、実践をしてその技術を習得するようにしていますし、また今月、8月は大津市にあります市立やまびこ園へ出向きまして、技術研修という形で実践をしていくという取り組みをしております。これは保育士だけではございません。今回のやまびこ園につきましては、専門職も含めて研修という形をとっています。それから、音楽療法士もおります。音楽療法士につきましては、東京のほうで全国大会がありまして、最新の音楽療法の効果、ということについてのやり方とかを勉強していただいております。このような形で、各専門職について技術習得

という形をとらせていただいております。

【議長】

はい、ありがとうございました。委員よろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【議長】

他に第3章につきまして、ご意見ご質問よろしいでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。第3章につきましてご了解をいただいたものとさせていただきます。

では、最後になりますけれども、第4章経営にかかる財務につきまして、事務局のほうから説明をお願いします。

【事務局】

(第4章 経営にかかる財務について説明)

【議長】

はい、ありがとうございました。ただいま、第4章に関する説明が事務局からございました。こちらに関してご意見ご質問ございませんでしょうか。

【委員】

利用者負担金というのが出てきますけれども、これは利用する内容によって、一覧表とございますか、こういうところを利用したいくらいか、というなんか基準の表、そういうのが何か出来ているのでしょうか。

【議長】

はい、事務局。

【事務局】

基準表とございますか、先ほど申し上げました児童福祉法のなかではおよそ1割負担をなさいという記述があるわけです。じゃあ、その額はどうなっているのかというと、厚生労働省の省令という法律のなかで、基準といういい方で出しております。報酬基準という形で。児童発達支援事業を利用している、ようするに就学していない子どもたちの

療育訓練した場合、一日いくら、ただ中身は問わないんです。それと同じように就学している子どもたちの放課後等デイサービスも同じように一日いくらという形になります。その中身は基本額と加算というのがあります。加算についてはいろんな役割のひとがおれば、成人のほうの制度でいきますと、ケアマネジャーとかサービス管理者というのがありますが、それと同じように、児童発達管理責任者というのがいて、その加算をつけたりします。その1割というかたちになっています。

**【委員】**

具体的にだいたい1日利用していくらくらいですか。1,000円くらいか。保護者が毎回払うのか。利用した日数で、トータルで。

**【事務局】**

1,000円いかない。432円です。具体的にでましたけど。法律によって上限が決まっています。所得によって上限が決められる、それを超えない形で。

**【議長】**

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

**【委員】**

今、建物のメンテナンスを言っていましたけども、この建物の構造上、雨漏りというのはありませんか。今、現在。

**【事務局】**

この建物のできた昨年3月完成して以来ですけども、雨漏りはございません。

**【委員】**

それはすごいな。ありがとうございます。

**【議長】**

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

**【委員】**

利用者数の拡大、経営期間の目標ということで、中期計画の3年、定員は決まっているんですけど、稼働率というか、そのへんを具体的に計画の中に数値におとしこんでいくかどうかというのはどのようにお考えでしょうか。

**【議長】**

はい、事務局。

**【事務局】**

委員の言われるのは、定員と許容範囲の関係、収益の関係ですね。稼働率をここへ入れますと、一つの目標で明確になるのですが、ただ毎年変わるのは確かなんですね。子ども達が成長すればその分変わってくるわけですね。絶対数が増えればこっちも増えるかといえば、そうでもない。中々難しい判断なのです。例えば稼働率を定員40人に対して60%を目標とすると24人になるわけなんですけど、これは1日あたり定員40人になりますので24人、必ず24人を確保しろということになります。これはなかなか難しいです、現実的に。今、およそ19人来ています。

ちょっと具体的に言います。就学前の子供で19.5人、就学期の子が3.8人、1日あたりです。当然合計するとだいたい23人。このときの定員はどうかといいますと、定員は就学前が40人、就学している子どもは10人です。

そういう現実です。事務局の考えとしては、経営計画が3期、4期くらい来ると稼働率、実績というのを決めていかねばならない、稼働率は現時点では難しいだろうと考えています。

**【委員】**

そういう状況は無理もないかなと理解しています。じゃあ、これからそれをどうやって上げていこうかということになると、民間であれば営業をかけるとか、そういうことをやるわけですけども。こういう施設だと何か手はあるのでしょうか。こういうセンターの場合は。

**【議長】**

はい、ありがとうございました。事務局、いかがでしょうか。

**【事務局】**

当然、民間ですと営業、ちょっと考え方を少し変えていきますと、今日ご提案させていただいた中身のなかで、5ページにあります経営内容のところにも自主事業として保育・幼稚園・小中学校等訪問支援巡回相談事業というものがあります。

これは、実はいかなれば子どもたちが通園通学している現場へ行くわけです。そうすると、困り事とかたぶんあるんです。そうすると、学校側、幼稚園、保育園側の困りごとを聞いて、これは訓練が必要ですねということを、親御さんも含めて話し合いをする機会がありますので、言うなればそこが先ず営業でしょうかね。

それともうひとつは、人材育成事業というのは、市内の事業所さん、あるいは学校を中心に従事している人たちのスキルアップ的な情報提供なんですけど、これを使ってい

きますと、そういえばうちにそういう子居たよなという話も、そういうような形でのPRとかじゃないんですけども、そういうかかわり方ができるのかなということと、それから5番目のなかの地域支援事業の中の、特に地域デイサービスの部分についてのことですが、支援していくのに必要だということについて、遠方であるがために通園が不可能であるということになるんですが、そのへんのところどうとらえるかも抱えこみながら、子どもたちの支援の拡大を考えられるのではないかなと思っています。

営業活動はちょっと、と思いますので、そういう意味では不採算ということで。

### 【委員】

もうひとつだけ。こういう松阪のような施設、同等のというか、全国でこういう展開をしているところがこんな成果を出しているとかね、例えば、博物館だとか、美術館だとか、そういうところも全国にこういうのがあって、動物園、植物園も同じなんですけど、話題になってそういうところのノウハウとかそういうのに注目が集まって、あるいはそれと比較するというような形で、この松阪のセンターが全国一を目指すんだというような何らかの目標設定、あるいは日本の富士山じゃないですけど、一番いいところはあそこだから、それを目標としてとか、なんかそういうような経営課題を取り組みにあたってのそういうもののあげ方が、できるといいんじゃないかなと感想だけ申しあげます。

### 【議長】

はい、ありがとうございます。事務局におかれましては是非参考にさせていただきたいと思います。他にございませんでしょうか。

はい、では皆さん言いにくいことだと思うので、私がお尋ねしたいと思うんですけど。

このセンターができてですね、発達成長に心配のあるお子さんたちにとっては非常にいい立派な施設ができたんだろうと思うのですが、一方でですね、従来の療育センターですね、これはもう耐震の問題がありますから、このまま引き続いていくことは当然できないんで代替施設を作る必要があったんですけども。以前と比べて、規模もそれから人的な陣容も格段によくなっていますので、単純に比較することはできないと思うんですけど、やはり問題になるのは、ようするに一般財源からどれくらい捻出しなければならぬということだろうと思うんです。従前の療育センターでの一般財源からの支出と今後のこの施設からの支出の比較をちょっとしたい、確認をしておきたいと思うんですけど、これについてはいかがでしょうか。

### 【事務局】

実は、第5章の原案のなかに入っています。29年度の財源というのをキチンと整理しまして、事業経費についても人件費のなかにも常勤職と非常勤職がありますので、これをきちんと整理して出ささせていただいて、特別会計という、ようするに国の補助金と

かあるいは負担金とかそういうようなものもちゃんと整理した一表を計画の中に組み込んで考えていくということで、予定をさせていただいております。

**【議長】**

わかりました。ドラマの予告編は全部言わないところですので、第3回の楽しみにしておきたいと思います。

はい、では予定の時間を過ぎてしまいましたけども、以上を持ちまして、経営計画書の第一章から第四章まで若干の修正はございましたけどもご了解いただくとさせていただきます。

はい、では事務局のほうにお返しします。

**【事務局】**

前回の委員会の議事録が、会議録やつとできました。最終チェックをさせていただきます、ホームページで公表していきます。これから、各回の委員会の会議録も全てホームページで公開していくことになっていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もちろん、みなさんのお名前は出ておりません。心配はございませんので。何を議論したかというだけのことでございます。

皆さんのお手元には、完成次第郵送で送らせていただきます。

これから委員会におきましては、今日のように審議 修正した案を作りまして、次回委員会の冒頭で確認という意味で、これで確定かどうかという手法をとらせていただいで、新しい分野の提案に入っていくというスタイルをとらせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、次回の日程を、調整をお願ひしたいと思います。

**【8月30日14時からで決定】**

**【議長】**

今日も長時間にわたりご審議くださりありがとうございました。

以上で、第2回経営評価委員会を終了いたします。

ありがとうございました。